

長沼町立学校における携帯電話の取扱いに  
関するガイドライン

令和2年12月  
長沼町教育委員会

## 長沼町立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いについては、文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（令和2年7月31日、2文科初第670号初等中等教育局長通知）を踏まえて、教育委員会として学校の取組の基本とすべき指針を示します。学校においてはこの指針を踏まえて、児童生徒や保護者と連携しつつ、携帯電話の取扱いや携帯電話の適切な使用に関する指導の充実等について、各学校の実情に応じて更なる取組の見直しおよび充実に努めます。また、保護者の皆様においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえて、今後とも家庭において登下校時や学校での携帯電話の取扱いや、適切な使い方についてお子様と確認するとともに、学校や地域と連携して、安心・安全な環境づくりに共に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

### 1 学校における携帯電話の取扱いについて

- ① 携帯電話は、小・中学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童生徒の持ち込みについては、原則禁止とする。ただし、登下校時や災害時の緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない場合に限り、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられる。
- ② 持ち込みを認められた場合には、校内での使用を禁止したり、登校時に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。ただし、学校において携帯電話を預かる設備等がない場合には、電源を切ってかばんにしまい、学校の指示以外は取り出したり操作をしない等、学校の実情に合わせた対応を行うことも考えられる。
- ③ 保護者から学校へ携帯電話の持ち込みの許可の申請があった場合、学校は持ち込みの理由について確認し、緊急時の連絡手段としてやむを得ない場合と判断した場合に限り持ち込みを認めるものとする。その際には、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在を明確にするなど、事前に携帯電話の取扱いに関するルールについて保護者へ説明し、家庭においても保護者より子どもに指導を行うことの同意を得るとともに、子どもがルールに従わなかった場合は、学校が携帯電話を預かり、保護者へ直接返却し、学校と保護者が協力して指導することについても確認し、同意を得るものとする。
- ④ 事前に示したルールに保護者の同意が得られない場合や、学校の指導に対して保護者の理解が得られない場合は、携帯電話の学校への持ち込みを、一時的に、または長期にわたって制限する等の措置をとるものとする。

## 2 学校における携帯電話の適切な使用に関する指導について

- ① 学校における携帯電話の適切な使い方に関する指導について、ネット依存やSNSを介したいじめ・トラブル、盗撮や自画撮り被害から児童生徒を守るとともに、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等について、すべての子どもに対しより一層の充実に努めるものとする。

## 3 家庭や地域に対する働きかけについて

- ① 携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについて、まずは保護者がその利便性や危険について十分理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒を見守る体制づくりを行う必要がある。学校は、児童生徒をトラブルや犯罪行為等から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、積極的に情報提供や啓発に努めるものとする。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・フィルタリングによる機能の制限を設けた携帯
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。